

〔明治二十八年三月〕

軍艦千島訴訟費増額ノ件

〔注記1〕
 明治廿八年三月十三日
 内閣書記官 (多田) (花房) (柴田) (注記2)
 内閣總理大臣 (伊藤) 花押
 外務大臣 (陸奥) 花押 (渡辺) 海軍大臣 (西郷) 文部大臣 (西園寺) 通信大臣 (黒田)
 内務大臣 (野村) 陸軍大臣 (山県) 司法大臣 (芳川) 農商務大臣 (榎本)
 別紙海軍大臣請議軍艦千島反訴抗拒事件ニ付客年一月法学博士

(注記4) (注記3)

岡村輝彦ヲ英国ヘ派遣シ該費用往復凡七ヶ月程ノ見込ヲ以テ英
 貨一千磅並金貳千円謝金トシ交付セシ処右訴訟ノ進行容易ニ結
 了ノ運ニ至ラス對審終局ノ判決ヲ得ルハ本年四五月乃至六七月
 ニ到ルヤモ難量ニ付更ニ英貨貳千磅増額ノ儀本人ヨリ請求ニ付
 テハ此際金五千円ヲ贈与シ其他ハ上訴判決期ノ長短ヲ斟酌シ廿
 八年度ニ於テ予備金ノ支出ヲ請求スヘク尤今回交付スヘキ金五
 千円ハ本年度予算追加額ノ内ヨリ支弁可致トノ趣ハ事実不得止
 儀ニ付左ノ通指令相成然ルヘシ

指令案

軍艦千島訴訟費増額ノ件請議ノ通
(未書)
 〔明治廿八年三月十八日〕 (山田) 印
 大藏省ヘ通牒 (山田) 印

官房第八二六号

(注記5)

軍艦千島反訴抗拒事件英国枢密院へ上訴ノ為メ二十七年一月法
 学博士岡村輝彦ヲ同訴訟取扱委員トシテ英国倫敦へ差遣候右費
 用ハ往復共凡七ヶ月程ノ見込ヲ以テ英貨一千磅 廿七年内閣批 並ニ
 金貳千円 同年内閣批 謝金ト為シ交付方々取計候然ルニ該訴訟
 ノ進行容易ニ結了ノ運ヒニ到ラス對審終局ノ判決ヲ得ルハ二十
 八年四五月乃至六七月ニ到ルヤモ難量ニ付英貨貳千磅増額相成
 度旨本人ヨリ請求書差越候右者事実不得止儀ト認メ候間此際金
 五千円也謝金トシテ尚贈与相成度其他ハ上訴判決期ノ長短ヲ斟
 酌シ来年度ニ於テ予備金ヨリ支出請求ノ上交付致度候最モ該五
 千円ハ本年度予算追加要求許可額ノ内庁費訴訟費ヲ以テ支弁可
 致候条茲ニ閣議ヲ請フ

明治二十八年三月十二日

海軍大臣伯爵 西郷從道 印

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

追テ為御参考岡村博士請求書写相添候也

(未書)
〔写〕

請求書

拙者儀曩ニ千島艦訴訟事務取扱委員ノ囑託ヲ受ケ爾来英国ニ於
 テ担任尽力仕居候然ルニ該件ハ当初「カルクウード」氏ノ見込
 ニ依リ六ヶ月余ヲ以テ結了致スヘキ予定ニ有之候処繁難ノ事件
 ナルヲ以テ容易ニ結了ノ運ニ至ラス對審終局ノ判決ヲ得ルハ早
 クモ明年四五月ノ間ニ有之ヘク或ハ六七月ニ至ルモ難量思考仕

候右ノ次第二付キ囊ニ請求致置キ候金額ヲ以テハ到底旅費、滞在費、交際費ニ充ル場合ニモ立至ラス加フルニ銀貨非常ナル下落ノ為メニ曾テ増額ノ恩命ヲ蒙リ候金額モ僅カニ金銀貨相場ノ差ヲ補充スルノ用ニ供シ候仕合ニテ到底滞在維持無覚束困難仕候就テハ国家多事ノ際恐縮之至ニ候ヘ共右ノ事情御洞察ノ上英金貳千磅増額被成下度此段請求仕候也

明治廿七年十一月十日

法学博士 岡村輝彦

海軍大臣伯爵 西郷従道殿

(注記1)

〔海甲一〕

(注記2)

〔下條
④〕

(注記3)

〔十八〕(簿冊内件名番号)

(注記4)

〔庶五二〇〕

(注記5)

〔甲一〕

〔公文別録 軍艦千鳥衝突
事件 全〕 2A, 1, ⑤141